

平成28年3月24日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、28都道府県の72人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 28都道府県72人

(北海道1、栃木県1、群馬県1、埼玉県1、千葉県3、東京都8、神奈川県11、新潟県1、富山県4、石川県2、長野県1、岐阜県3、静岡県2、愛知県2、三重県2、滋賀県1、京都府1、大阪府5、兵庫県7、鳥取県2、岡山県1、広島県2、山口県1、徳島県1、福岡県3、佐賀県1、長崎県2、宮崎県2)

数字は人数

※ 支払期限 平成28年3月31日